

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○遊漁規則の変更認可

(水産業振興課)

一

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

一

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成十五年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成十六年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成十七年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十八年分)

○資金管理団体の届出事項の異動届

○選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正

四

告 示

○宮城県告示第六百三十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第二百二十九条第三項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

平成二十八年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

名称 北上川漁業協同組合

住所 登米市東和町米谷字大嶺二七番地

免許番号 内共第十七号

二 遊漁規則の変更内容

(遊漁料の額及び納付方法) 第七条(二)その他の場合の表中の遊漁料の項「一年 七、〇〇〇円」を「一年 四、〇〇〇円」に変更する。

三 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十八年七月二十日

公 告

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号) 第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

気仙沼市松崎浦田三十九番の一部、三十九番一の一部、三十九番三の一部、三十九番六の一部、三十九番八の一部、三十九番十、三十九番十一の一部、三十九番十五の一部、三十九番十六の一部、三十九番十七の一部、五十番の一部、六十三番一の一部、六十三番二の一部、六十五番の一部、七十番の一部、七十一番の一部、七十二番の一部、七十五番の一部、八十五番の一部、八十六番一の一部、百八番九、百十番の一部、三十九番三地先の道の一部、五十番地先の道の一部、六十五番地先の道の一部、三十九番地先の水の一部、三十九番一地先の水の一部

気仙沼市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

選挙管理委員会

○宮選挙告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十八年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 (公職の種類(第一号)) 届出年月日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

おおさか維新の会衆議院宮城県第1選挙区支部 島山 昌樹 島山 典人 仙台市青葉区中央四丁目一〇一三 衆議院議員 平成二十八年六月六日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 (公職の種類(第一号)) 届出年月日

公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)

坂東たけひこ 坂東 毅彦 竹谷 英昭 多賀城市高崎三丁目二番五 衆議院議員 坂東 毅彦、衆議院議員 平成二十八年六月十三日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

上野あきら後援会 上野 晃 上野 晃 登米市迫町北方字漆沢四七 平成二十八年六月一日

名取の未来をひらく会 佐々木昌之 大泉 徳子 名取市手倉田字八幡一六五―三二 平成二十八年五月二十三日

○宮選管告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十八年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

社会民主党宮城県連合 岸田 清実 代表者の氏名 岸田 清実 岩渕 義教 平成二十八年三月二十七日

民進党宮城県第1区総支部 郡 和子 会計責任者の氏名 沼澤 真也 佐藤わか子 平成二十八年六月一日

民進党宮城県第2区総支部 林 宙紀 主たる事務所の所在地 仙台市泉区泉中町三―六一―五 仙台市青葉区本町三―六一―五 平成二十八年六月八日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

小野寺淳一後援会 大沼 恭子 会計責任者の氏名 小野寺望未 柴田 望未 平成二十八年二月二十六日

林宙紀後援会 林 宙紀 主たる事務所の所在地 仙台市泉区泉中町一―三一―二二 仙台市青葉区上杉一―三一―二二 平成二十八年六月十一日

宮城県商工政治連盟 岩沼支部 小野 宏明 会計責任者の氏名 永井 敏彦 川口 猛 平成二十八年五月二十四日

宮城県商工政治連盟 名取支部 小島 哲夫 会計責任者の氏名 洞口 祐一 中澤 勝己 平成二十八年五月二十日

○宮選管告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十八年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

小野寺淳一後援会 大沼 恭子 平成二十八年六月一日

しが勝利後援会（主たる事務所の所在地 塩竈市新浜町一―二〇―四八―一九） 志賀 勝利 平成十五年一月十日

菅原みのる後援会 佐々木勝逸 平成二十八年二月二十九日

○宮選管告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり

り公表する。

平成二十八年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

しか勝利後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 志賀 勝利

資金管理団体の届出に係る公職の種類 塩竈市長

報告年月日 28. 4. 28 (15. 1. 10解散)

1 収入総額

1,770,001

前年繰越額

1,770,001

2 支出総額

0

○宮選挙告示第百〇

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

小野寺淳一後援会

報告年月日 28. 6. 30 (28. 6. 1解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選挙告示第百一

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

小野寺淳一後援会

報告年月日 28. 6. 30 (28. 6. 1解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

菅原みのる後援会

報告年月日 28. 6. 30 (28. 2. 29解散)

1 収入総額

1,498,575

前年繰越額

898,575

本年収入額

600,000

2 支出総額

1,498,575

3 本年収入の内訳

寄附

600,000

政治団体分

600,000

4 支出の内訳

経常経費

1,498,575

人件費

540,000

光熱水費

133,366

備品・消耗品費

432,489

事務所費

392,720

5 寄附の内訳

〔政治団体分〕

宮城県民社協会

600,000 仙台市青葉区

○宮選挙告示第百二

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

(その他の政治団体)

小野寺淳一後援会

報告年月日 28. 6. 30 (28. 6. 1解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

菅原みのる後援会

報告年月日 28. 6. 30 (28. 2. 29解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第百三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十八年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新 旧 異動年月日

林 宙紀 林宙紀後援会

主たる事務 仙台市泉区泉中央 仙台市青葉区上杉 平成二十八年六月十一日
所の所在地 四一一九一 一三一二二

○宮選管告示第百四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条の規定により各候補者から提出のあった平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十八年宮選管告示第四十七号の一部を次のとおり改める。

平成二十八年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

候補者遊佐美由紀の第一回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の期間中

「9月10日から」を「4月15日から」に改める。

3 報告書の要旨の収入中

「ゆきみゆき后援会 政治団体 181,255」の次に

「民主党宮城県総支部連合会 政党 1,900,000」を加え、

「今回計 2,071,255」を

「今回計 3,971,255」に、

「総計 2,071,255」を

「総計 3,971,255」に改める。

候補者遊佐美由紀の第二回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の収入中

「前回計 2,071,255」を

「前回計 3,971,255」に、

「総計 2,071,255」を

「総計 3,971,255」に改める。

候補者遊佐美由紀の第三回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の収入中

「前回計 2,071,255」を

「前回計 3,971,255」に、

「総計 2,171,255」を

「総計 4,071,255」に改める。

候補者遊佐美由紀の第四回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の収入中

「前回計 2,171,255」を

「前回計 4,071,255」に、

「総計 3,571,255」を

「総計 5,471,255」に改める。

候補者遊佐美由紀の第五回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の収入中

「前回計 3,571,255」を

「前回計 5,471,255」に、

「総計 3,571,255」を

「総計」
3 報告書の要旨の支出中

5,471,255」に改める。

「印刷費 383,400」を

「印刷費 -」に

「雑費 756」を

「雑費 216」に

「今回計 1,116,396」を

「今回計 732,456」に

「総計 3,381,235」を

「総計 2,997,295」に改める。